インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会

## 平成 18 年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

拝啓 春暖の候、貴事務局におかれましてはますますご清栄のことお喜び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本協議会は、去る平成 17 年 12 月 1 日に知的財産権権利者とインターネットオークション事業者とで発足し、平成 18 年度は平成 17 年度に引続き、貴内閣官房知的財産戦略推進事務局をはじめとして、警察庁、経済産業省、総務省、文化庁をオブザーバーに迎え、インターネットオークションを契機として為される知的財産権侵害品の流通問題解決について民間レベルでの協同作業を鋭意進めて参りましたことは、ご出席をいただいている貴事務局においてもご認識いただいておることと存じます。平成 18 年度は 4 回の協議を重ね、真に効果的な対策を模索するとともに、効果検証を含めたタスク整理を行い、この度、協議会としての意見を取りまとめましたので、本報告書を提出させて頂く次第です。

貴事務局におかれましては、権利者・権利者団体とインターネットオークション事業者 の総意として、本年度の知的財産権保護政策立案の元としてご活用いただきたく、お願い 申し上げます。

## 【概要】

- 1. 「知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」を作成し、オークション事業者の削除 基準と権利者が担う役割について定めることとした。
- 2. 「活動内容の報告」、「国民への啓発」を目的としたウェブサイトを開設することとし、実作業に取り掛かった。
- 3. 「出品者情報の開示制度の見直し」および「インターネットオークション事業者による自主削除を促進するためのセーフハーバー規定の創設」については、関係各省庁等での検討結果も踏まえ、現行法制度下で達成できることを確認した。
- 4. 今後は個々の対策を推進するとともに、双方当事者の拡大を目指す。

#### 平成 18 年度の協議経緯および実態の変化

平成 18 年度の活動は、最悪期を脱したという認識と、オークション事業者・権利者間における相互認識が高まったことから真の問題点の探索や、互いに対する希望について率直に協議することができた。

## ① 出品者情報の開示に関わる制度

開示制度については、権利者・オークション事業者双方が参加しているプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会(発信者情報開示関係ガイドライン)の検討に委ねており、また、著作権法の見直しについては文化庁等において具体的に検討が進められている。著作権法の見直しに関しては著作権関連権利者は個別で検討を行うが、本協議会としては、当面の間、開示制度そのものの見直しは求めないこととした。

## ② インターネットオークション事業者による出品者情報の取得

本協議会において、開示制度の実効性を担保するためには出品者情報の正確性を高めることが有用であるとの共通認識ができ、本人認証に関する新しい技術、方法等を研究し、出品者情報の正確性を含め知的財産権侵害品の流通防止に今後も努力する旨を確認した。

# ③ インターネットオークション事業者の自主削除を強化する方策

自主的な停止活動、権利者からの要請に基づく停止活動双方を促進するために、「知的財産 権侵害品流通防止ガイドライン案」(以下、「ガイドライン」という)を作成し、オークション事業者の削除基準と権利者が担う役割について記載することを確認した。

#### ④ 権利者とインターネットオークション事業者の共同啓発活動

「活動内容の報告」、「国民への啓発」を目的としたウェブサイトを開設することとし、作成に着手した。また、一部の権利者と最大手のオークション事業者とが協力し、違法品を購入した者に対する啓発活動を実験的に行った。

#### 平成 19 年度の取組み事項

本協議会は共通して取り組む以下の対策を行うものとした。

## ① インターネットオークション事業者の自主削除を強化する方策

平成 18 年度作成したガイドライン原案を元に細部についてまとめた後、運用し、双方が規定した役割を果たす。

## ② 権利者とインターネットオークション事業者の共同啓発活動

「活動内容の報告」、「国民への啓発」を目的としたウェブサイトを開設、運用する。また、 昨年度に、違法品を購入した者に対する啓発活動について、一部の権利者と最大手のオー クション事業者とが協力して行った実験を拡大する。

## ③ 効果検証

本協議会の取り組みによるインターネット・オークション分野での知的財産権侵害品流通防止の成果を客観的に評価するために、各施策について、その有用性・費用対効果等の効果検証を行うことが必要である。

- ①については、オークション事業者による自主パトロール及び権利者によるオークション事業者への削除申請等の状況を本協議会に報告する。
- それぞれのオークションサイトにおける対策の進展を測るために、客観的な指標、 具体的な方法を規定する機関として本協議下に「効果検証委員会」を設置し、方 法等について委員の了承を得た後、検証を行う。

#### ④ 新規メンバーの参加呼びかけ

「賛助会員」枠を設けること等により、双方当事者の参加を促し、網羅性を高める。勧誘 については、基本的に幹事社があたる。

#### 総括

協議会会員においては、一昨年来の民間における取り組みは、評価に値する効果を上げているものとの共通認識にある。平成 19 年度は、これらの取り組みをさらに推進するだけでなく、客観的な数値をもってその効果検証を行い、インターネット・オークションにおける知的財産権侵害問題対策の集大成を目指す。